

10月から

小児医療福祉費制度(マル福・マル特)が 高校3年生(18歳)までに拡大!



10月1日(月)から、県の小児医療福祉費制度(マル福)の対象範囲が拡充され、入院医療費については高校3年生(18歳到達年度末)までに引き上げられることとなりました。県制度の助成範囲拡充に伴い、村の独自制度(マル特)においても、外来・入院自己負担費等について高校3年生(18歳到達年度末)まで対象範囲を拡大します。対象となる方は申請が必要となりますので、手続きをお願いします。

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1134・1135)

対象

村内在住で、高校1年生から高校3年生(18歳到達年度末)の方

※18歳到達年度末までが対象となりますので、就学・就職・婚姻の有無は問いません。すでにひとり親マル福が該当となっている方は、そちらが優先されます。

申請の流れ

- ①7月中旬に、対象者のいる世帯に申請書を郵送します。
- ②8月中旬までに、申請書に必要事項を記入の上、住民課保険年金担当(役場行政棟1階)へご提出ください。
- ③9月下旬に、10月からご使用いただく「医療福祉費受給者証」を郵送します。

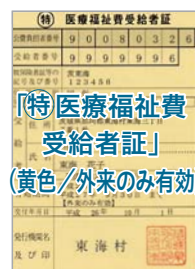
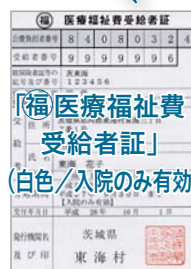
9月30日(日)まで

10月1日(月)から

県の制度該当(マル福)の方へ

入院用の「福医療福祉費受給者証」(白色)と、外来用の「特医療福祉費受給者証」(黄色)の2枚を交付します。
※入院用には【入院のみ有効】、外来用には【外来のみ有効】の表記があります。

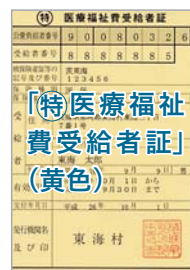
福・特の
資格なし



県の制度非該当(マル特)の方へ

入院・外来兼用の「特医療福祉費受給者証」(黄色)1枚を交付します。

福・特の
資格なし



県の制度該当(ひとり親マル福)の方へ

変更はありません。引き続き、お持ちの受給者証をお使いください。

